入札執行時等の提出書類及び現場代理人等通知書に添付する書類等について

予定価格が400万円を超える工事の実施にあたっては、より一層の工事の品質確保と施工体制の適正化を図るため、入札執行時(随意契約による場合にあっては、見積書の提出のあった時)の提出書類及び現場代理人等通知書に添付する書類等を定めましたので、下記により提出していただきますようお願いします。

記

1 入札執行時等の提出書類

予定価格が 4 0 0 万円を超える指名競争入札及び随意契約の場合、入札執行時等に、配置予定技術者届を提出すること。

なお、入札時点で配置予定技術者を特定できない場合、複数の配置予定技術者届の提出が可能。この場合においては、落札決定後速やかに配置予定技術者を特定すること。

2 現場代理人等通知書の添付書類

- (1) 現場配置技術者の資格等を確認するための書類
 - ① 主任技術者・・・1級または2級の国家資格等合格証明書等の原本と写し、または規定年数以上の実務経歴書

参考) 土木施工管理技士、建設機械施工技士、技術士(建設部門) 等

- ② 監理技術者・・・監理技術者資格者証の原本と写し(表裏)
- (2) 現場代理人及び現場配置技術者の雇用関係を確認するための書類(下記のどちらか一方)

内容	根拠	所有者	作成者	備考
書類				
雇用保険被 保険者資格 取得等確認 通知書の写 し	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	建設業者が雇用した労働者が雇用保険被保険者となり「雇用保険被保険者資格取得届」を公共職業安定所に提出した場合。
住民税特別 徴収税額の 通知書・変 更通知書	地方税法	建設業者	市区町村	建設業者が雇用した労働者の給与支払報告書を 市区町村に提出し、住民税の特別徴収が行われ た場合。

※個人情報保護の観点から、雇用保険被保険者番号にマスキングをすること。

(3) 現場配置技術者が営業所の専任技術者と重複していないことを確認するための書類(請負額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事)

専任技術者証明書(建設業法施行規則第3条、様式第8号)の写し